

再生可能エネルギー利用量の算出及び  
再生可能エネルギー利用設備の設置に関する基準（抜粋）

（略）

（再生可能エネルギーの直接利用）

第5条 規則第29条第1項第1号キに規定する市長が定めるやむを得ない事由とは、特定建築物が次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 建築計画の敷地内において、周辺状況の影響により日射量を十分に得ることができず、当該建築物において基準の熱量を利用するためには相当量（周辺状況の影響がない場合において当該設備を設置する場合の概ね1.2倍以上必要なことを立証できる場合に限る。）以上の太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の設置が必要であるもの
- (2) 文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区内及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土保存区域並びに歴史的風土特別保存地区内に新築等をしようとするもの
- (3) 京都市風致地区条例に規定する特別修景地域内に新築等をしようとするもので、建築意匠上、当該建築物に規則第29条第1項第1号アからカまでに定める設備を設置することがふさわしくないもの及び当該敷地に設置することが困難であると認められるもの
- (4) 前2号に掲げるもののほか、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内における建築計画であって、周辺の町並みの景観と調和させるため、当該建築物に規則第29条第1項第1号アからカまでに定める設備を設置することがふさわしくないもの及び当該敷地に設置することが困難であると認められるもの

（略）

（準特定建築物から除外されるもの）

第8条 規則第34条第2号に規定する、市長が定めるやむを得ない事由とは、建築物が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 第5条各号に掲げるもの

(2) 建築物の屋上や屋根面が狭小であり、規則第35条に規定する熱量の太陽光発電設備を設置することができないもの

(協議)

第9条 前条各号に定める事由に適合するとして、規則第34条第2号に基づき準特定建築物から除外される建築物の建築主は、当該建築物の新築又は増築に係る工事に着手する日から起算して21日前の日までに、事由協議書（別記様式）に、別表第2に掲げる図書を添えたものを市長に提出しなければならない。

(略)

別表第2（第9条関係）

添付が必要な資料	資料に記載すべき内容
付近見取図	敷地の位置が特定できる情報
配置図	敷地と周辺の建築物の状況がわかる内容
屋根伏図	建築物の屋根及び屋上の利用状況がわかる内容
立面図	建築物の各部の高さや形状がわかる内容
申立書	再生可能エネルギー利用設備を設置することが困難である理由
その他	その他市長が求める内容

別記様式（第9条関係）

事由協議書

(あて先) 京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 ( )

京都市地球温暖化対策条例に基づく再生可能エネルギー利用量の算出及び再生可能エネルギー利用設備の設置に関する基準第9条の規定により、次のとおり協議します。

1 建築予定場所	京都市 区
2 地域・地区	(用途地域)  (景観規制)  (その他)
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築
4 建築物の概要	1) 木造 2) S造 3) RC造 4) SRC造 5) その他( ) 建築面積 : m <sup>2</sup> 延べ床面積 : m <sup>2</sup> 階 数 : 地上 階／地下 階 最 高 高 さ : m
5 再生可能エネルギーを利用することができない事由の概要	